平成28年５月26日

株主各位

会 社 名：株 式 会 社 テ ラ ス カ イ
代表者名：代表取締役社長 佐藤　秀哉
（証券コード：３９１５）

「第10回　定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年５月10日付にてご送付申し上げました「第10回　定時株主総会招集ご通知」につきまして、「監査役会の監査報告書」の内容に一部修正をすべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正いたします。

敬具

記

【修正箇所】 修正箇所は＿＿＿＿＿線で表示しております。
招集ご通知 第51頁
監査報告書　本文24行目～33行目

修正前	修正後
③ 事業報告書に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。	削除
④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。	③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

招集ご通知 第52頁

監査報告書　本文10行目～13行目

修正前	修正後
④ 事業報告に記載されている関連当事者等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。	削除

以 上